第７章　目標を達成するための施策・事業

｜7－1｜目標達成のための施策・事業の位置づけ

基本方針の実現に向けた目標を達成するための施策・事業を以下のとおり実施します。

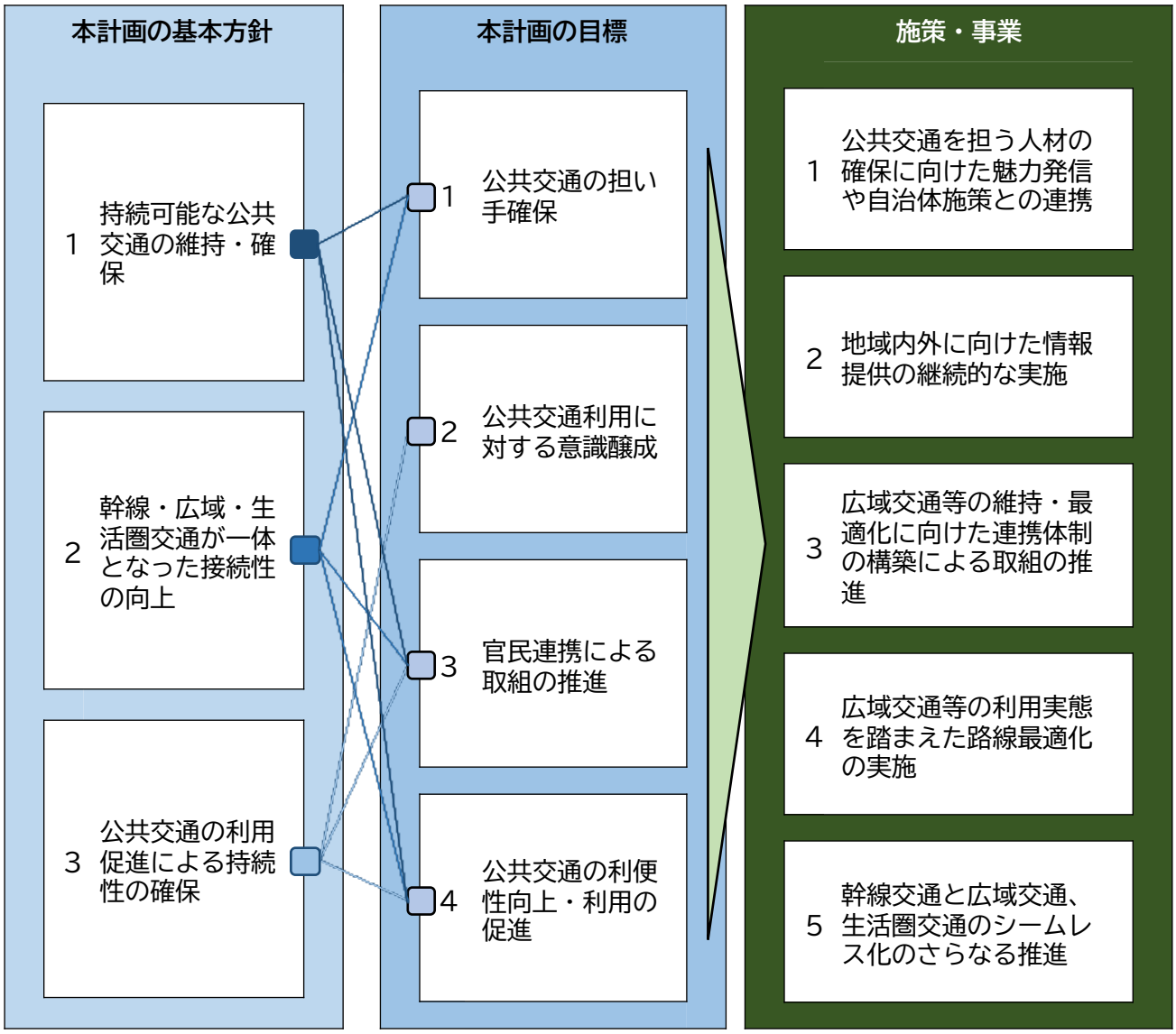

図　7-1　施策体系

｜7-2｜各施策・事業の実施方針

各施策に関する取組内容は以下のとおりです。

（1）公共交通を担う人材の確保に向けた魅力発信や自治体施策との連携

対応目標	目標1	目標2	目標3	目標4
	○		○	

目的等	●運転手の仕事の魅力発信や、自治体で実施する移住施策等との連携などにより、公共交通の担い手の確保を図ります。 ●本地域でも直面している担い手不足に対し、国、北海道、関係団体主催による取組に加え、各市町（とりわけ地域公共交通活性化協議会）が主体となった取組も実施します。	
取組概要	1. 国、北海道、関係団体主催による運転手採用イベントを継続的に開催するとともに、各市町（とりわけ地域公共交通活性化協議会）が主催となった運転手採用イベントを開催します。 2. 仕事の魅力を伝えるために就職説明会や運転体験会等の場において、道や自治体の行う移住施策等とも連携しながら、交通事業者、北海道、市町、国が協力して人材の確保に取り組みます。 3. 交通事業者では業務のさらなる効率化等に取り組み、また、施策 2 の利用促進策を展開することで収支改善を図り、かつ、施策 4 との連動により担い手の処遇改善に繋がる好循環を生み出します。 4. 外国人材に関する国の制度や先行事例などの情報収集、共有を行い、必要に応じ受け入れの可能性について検討する。	
取組主体 ※事業実施団体 ・連携団体 ・協力団体等	・国　・北海道　・市町　・交通事業者	
取組内容	国	・必要な助言や情報提供 ・交通事業者合同就職説明会や運転体験会等の開催 ・旅客運送事業者の人材確保支援（二種免許取得支援等）
	北海道	・交通事業者合同就職説明会や運転体験会等の開催 ・交通事業者合同就職説明会等の場において、移住施策との連携（移住・定住ポータルサイトの活用） ・事業者の取組への協力 ・外国人材に関する国の制度や先進事例などの情報収集、共有
	市町	・交通事業者合同就職説明会や運転体験会等の開催 ・交通事業者合同就職説明会等の場において、移住施策との連携 ・事業者の取組への協力 ・外国人材に関する国の制度や先進事例などの情報収集、共有
	交通事業者	・交通事業者合同就職説明会や運転体験会等の実施 ・資格取得支援制度や研修制度等の実施 ・外国人材に関する国の制度や先進事例などの情報収集、共有

	令和 6 （2024）年度	令和 7 （2025）年度	令和 8 （2026）年度	令和 9 （2027）年度	令和 10 （2028）年度
スケジュール	■就職説明会・運転体験会の開催 →	→	→	→	→
	■移住施策との連携の検討・実施 →	→	→	→	→

（２）地域内外に向けた情報提供の継続的な実施

<table>
<tr><td rowspan="2">対応目標</td><td>目標１</td><td>目標２</td><td>目標３</td><td>目標４</td></tr>
<tr><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>目的等</td><td colspan="4">●公共交通を利用しやすい環境づくり等の取組を進めるとともに、日常的な移動や本地域を訪れる観光客の移動における公共交通利用の意識醸成を図ることを目的に、本地域内を運行する公共交通の情報を継続的に提供します。</td></tr>
<tr><td>取組概要</td><td colspan="4">1. 路線バスと鉄道の総合時刻表等の作成配布やバスの乗り方教室開催等により、公共交通の利用促進を図ります。
2. 北海道、市町、国が連携し、ノーカーデーを実施することにより、公共交通の利用促進を図ります。
3. 快適な利用に向け、バスの現在地や遅れなどの運行情報を継続的に提供します。</td></tr>
<tr><td>取組主体
※事業実施団体
・連携団体
・協力団体等</td><td colspan="4">・国　・北海道　・市町　・交通事業者</td></tr>
<tr><td rowspan="4">取組内容</td><td>国</td><td colspan="3">・必要な助言や情報提供
・ノーカーデーの実施</td></tr>
<tr><td>北海道</td><td colspan="3">・交通事業者・市町と連携した路線バスと鉄道の総合時刻表の作成・配布
・交通事業者・市町と連携したバスの乗り方教室の開催
・交通事業者・市町と連携したバスを利用した本地域散策イベントの開催
・ノーカーデーの実施</td></tr>
<tr><td>市町</td><td colspan="3">・交通事業者・市町・北海道と連携した路線バス・鉄道・コミュニティ交通等の総合時刻表の作成・配布
・交通事業者・市町・北海道と連携したバスの乗り方教室の開催
・交通事業者・市町・北海道と連携したバスを利用した本地域散策イベントの開催
・ノーカーデーの実施</td></tr>
<tr><td>交通事業者</td><td colspan="3">・市町・北海道と連携した路線バス・鉄道・コミュニティ交通等の総合時刻表の作成・配布
・交通事業者・市町・北海道と連携したバスの乗り方教室の開催
・交通事業者・市町・北海道と連携したバスを利用した本地域散策イベントの開催
・バスロケーションシステム（バスキタ！道南バス）の周知・利用促進
・路線や時刻表をホームページに掲載するとともに、観光施設や公共施設で継続的な配布</td></tr>
</table>

取組内容

図 7-2 バスキタ！道南バス

出典：バスロケーションシステム「バスキタ！道南バス」提供開始について_道南バス株式会社
https://www.donanbus.co.jp/

スケジュール

令和 6（2024）年度	令和 7（2025）年度	令和 8（2026）年度	令和 9（2027）年度	令和 10（2028）年度
■路線バスと鉄道等の総合時刻表の作成・配布（HP・SNS 等での配布も検討）	→	→	→	→
■交通事業者等と連携したバス乗り方教室の検討・実施	→	→	→	→
■交通事業者等と連携した本地域散策イベントの検討・実施	→	→	→	→
■ノーカーデーの実施	→	→	→	→
■「バスキタ！道南バス」の周知・利用促進	→	→	→	→

（3）広域交通等の維持・最適化に向けた連携体制の構築による取組の推進

<table>
<tr><td rowspan="2">対応目標</td><td>目標１</td><td>目標２</td><td>目標３</td><td>目標４</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>目的等</td><td colspan="4">●国・北海道・市町・各交通事業者等が連携体制を構築し、広域交通等の維持及び持続可能な移動手段の確保のための最適化に関する取組の協議を継続的に実施します。</td></tr>
<tr><td>取組概要</td><td colspan="4">1. 交通事業者と北海道、市町、国等が参画する協議会総会や幹事会、分科会を継続的かつ定期的に開催するとともに、各市町と交通事業者との個別協議についても継続的に実施します。
【幹事会の体制】
胆振総合振興局、室蘭運輸支局、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、道南バス株式会社、あつまバス株式会社
【分科会の体制】
西部地域分科会：胆振総合振興局、室蘭市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町、道南バス株式会社
中部地域分科会：胆振総合振興局、室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、道南バス株式会社
東部地域分科会：胆振総合振興局、苫小牧市、厚真町、安平町、むかわ町、道南バス株式会社、あつまバス株式会社
2. 地域交通に関わる事業者や行政担当者などの間で最新情報やノウハウなどの情報共有や意見交換などの機会を設け、連携体制を強化します。</td></tr>
<tr><td>取組主体
※事業実施団体
・連携団体
・協力団体等</td><td colspan="4">・国　・北海道　・市町　・交通事業者</td></tr>
<tr><td rowspan="4">取組内容</td><td>国</td><td colspan="3">・協議会への参加
・交通担当者向けの研修会の開催
・協議会総会、幹事会、分科会での先進事例等の情報提供</td></tr>
<tr><td>北海道</td><td colspan="3">・市町、交通事業者との調整
・協議会総会、幹事会、分科会の運営・参加</td></tr>
<tr><td>市町</td><td colspan="3">・協議会総会、幹事会、分科会への参加
・交通事業者との個別協議の実施
・研修会への参加</td></tr>
<tr><td>交通事業者</td><td colspan="3">・協議会総会、幹事会、分科会への参加
・協議会総会、幹事会、分科会等での利用状況及び運行状況の報告</td></tr>
</table>

	令和 6 （2024）年度	令和 7 （2025）年度	令和 8 （2026）年度	令和 9 （2027）年度	令和 10 （2028）年度
スケジュール	■北海道胆振地域公共交通活性化協議会総会、幹事会、分科会の開催				
	■各市町と交通事業者との個別協議の実施				
	■協議会総会、幹事会、分科会等での利用状況及び運行状況の報告・共有				
	■交通担当者向けの研修会の開催・参加				

（４）広域交通等の利用実態を踏まえた路線最適化の実施

対応目標	目標１	目標２	目標３	目標４
			○	

目的等	●国・北海道・市町・交通事業者等が連携し、広域交通等の維持及び持続可能な移動手段の確保のための最適化に関する取組の推進を図ります。 ●バス事業者による赤字路線の運行に対する支援策について、本地域が一体となり検討・協議を行い、各市町の財政状況などを考慮しつつ、可能な範囲で住民生活等に不可欠なバス路線の適切な支援をしていきます。
取組概要	1. 協議会総会や幹事会、分科会等での協議を基に、路線やサービス水準等の検討及び関係者間連携を推進し、広域交通等の維持及び持続可能な移動手段の確保のための最適化を図ります。 とりわけ、最適化が必要な路線については、利用実態・ニーズを把握し、計画期間内での路線形態を含む見直しを行います。 2. 協議会総会、幹事会、分科会の場等を活用し、バス路線に対する支援の枠組みについて、検討・協議を行い、バス路線の適切な維持確保を図るとともに、交通事業者では業務のさらなる効率化等に取り組み、また、施策 2 の利用促進策を展開することで収支改善を図ります。 3. 各市町で実施しているあるいは今後実施するコミュニティ交通について、利用実態・ニーズに応じた継続的な見直しを行うとともに、地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）も活用した持続性の向上を図ります。 4. 路線の最適化に向けた協議の結果、実証運行検討の必要が生じた場合、各市町を中心に実証運行などを通じ、効果検証した結果を踏まえ、コミュニティ交通の運行可否について判断するとともに、必要な場合においては各市町が中心となり本格運行を行います。 5. 交通空白の解消に向けて、ニーズに応じた交通サービスの検討にあたっては、乗合タクシーやライドシェア（自家用有償旅客運送及び自家用車活用事業）のほか、スクールバスの混乗や福祉車両の空き時間活用など、様々な制度や交通資源の活用について先行事例などの情報収集、共有を行い、必要に応じ活用の可能性について検討する。 6. 広域交通の最適化等の検討に向けて、バス事業者等の共同化・協業化等に係る国の制度や先行事例などの情報収集、共有を行い、必要に応じ実施の可能性について検討する。
取組主体 ※事業実施団体 ・連携団体 ・協力団体等	・国　・北海道　・市町　・交通事業者

取組内容	国	・支援策等の情報提供 ・先進事例等の情報提供 ・運行に係る法関係の指導
	北海道	・路線の維持及び持続可能な移動手段の確保のための最適化に係る検討・協議 ・交通事業者からの利用データ取得、利用状況のモニタリング ・バス路線維持確保に向けた適切な支援の枠組みの検討・実施 ・交通空白の解消の取組等に係る制度や先進事例の情報収集、活用可能性の検討 ・バス事業者等の共同化・協業化等に係る制度や先進事例の情報収集、実施可能性の検討
	市町	・路線の維持及び持続可能な移動手段の確保のための最適化に係る検討・協議 ・利用データ取得、利用状況のモニタリング ・運行状況等のデータ提供 ・必要に応じた交通事業者に対する路線見直しの打診 ・バス路線維持確保に向けた適切な支援の枠組みの検討・実施 ・コミュニティ交通の運行内容検討・運行維持確保 ・各市町の地域公共交通活性化協議会等の開催・協議 ・交通空白の解消の取組等に係る制度や先進事例の情報収集、活用可能性の検討 ・バス事業者等の共同化・協業化等に係る制度や先進事例の情報収集、実施可能性の検討
	交通事業者	・路線の維持及び持続可能な移動手段の確保のための最適化等に係る協議・検討・実施 ・利用データ提供、利用状況のモニタリング ・必要に応じたモビリティの安全な運行 ・業務のさらなる効率化の検討・実施 ・バス路線の維持確保に向けた適切な支援の要望に必要な取組の実施 ・バス事業者等の共同化・協業化等に係る制度や先進事例の情報収集、実施可能性の検討

	令和 6 （2024）年度	令和 7 （2025）年度	令和 8 （2026）年度	令和 9 （2027）年度	令和 10 （2028）年度
スケジュール	■移動手段の維持				
	【該当路線】室蘭・洞爺湖線①、室蘭市内線②、登別・苫小牧線、室蘭・洞爺湖線②、室蘭・登別温泉線、日高沿岸線①、千歳線 ■持続可能な移動手段の確保のための最適化の検討 ■令和 8 年度以降、順次最適化を実施				
	【該当路線】有珠線①、胆振線、洞爺湖温泉線、洞爺湖温泉線②、苫小牧線①、苫小牧線②、苫小牧線③ ■持続可能な移動手段の確保のための最適化の検討 ■令和 7 年度から最適化を図った内容で運行				
	【該当路線】豊浦線 ■利用データの提供・取得、利用状況のモニタリング				
	■バス路線維持・確保に向けた適切な支援の枠組みの検討・実施				
	■業務のさらなる効率化の検討・実施				
	■コミュニティ交通の運行内容検討・運行維持確保				
	■各市町の地域公共交通活性化協議会の開催・協議				

（５）幹線交通と広域交通、生活圏交通のシームレス化のさらなる推進

<table>
<tr><td rowspan="2">対応目標</td><td>目標１</td><td>目標２</td><td>目標３</td><td>目標４</td></tr>
<tr><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>目的等</td><td colspan="4">●乗継拠点やバス停等を整備し、乗り継ぎをスムーズに行えるようにすることで利便性を向上させ、利用者の満足度向上や利用促進に繋げます。
●国・北海道・市町・交通事業者等が連携し、鉄道と路線バス、路線バスと路線バスなどの各公共交通同士の接続性を継続的に改善することで、利用者利便性のさらなる向上を目指します。</td></tr>
<tr><td>取組概要</td><td colspan="4">1.　乗継拠点やバス停等の整備を実施し、鉄道と路線バス、路線バスと路線バスなど、輸送手段相互のシームレスな乗継に向けたキャッシュレス決済の導入などの取組を推進します。
2.　広域交通・生活圏交通は、各上位となる交通（広域交通の場合は幹線交通、生活圏交通の場合は広域交通）の運行時刻に可能な範囲で接続性を確保した運行計画を作成し、運行を行います。</td></tr>
<tr><td>取組主体
※事業実施団体
・連携団体
・協力団体等</td><td colspan="4">・国　・北海道　・市町　・交通事業者</td></tr>
<tr><td rowspan="4">取組内容</td><td>国</td><td colspan="3">・必要な助言や先進事例等の情報提供
・キャッシュレス決済導入に向けた支援の検討</td></tr>
<tr><td>北海道</td><td colspan="3">・広域交通及び生活圏交通に係る交通事業者への公共交通の接続性の改善の検討・協議
・関係者間の調整、先進事例の情報提供
・キャッシュレス決済導入に向けた支援の検討</td></tr>
<tr><td>市町</td><td colspan="3">・必要に応じた地域公共交通再構築事業を活用した乗継拠点の創出
・広域交通及び生活圏交通に係る交通事業者への公共交通の接続性の改善の検討・協議
・各市町内の生活圏交通に関わる運行計画の検討及びモビリティの運行
・事業者の取組への協力及び交通事業者との調整
・キャッシュレス決済導入に向けた支援の検討</td></tr>
<tr><td>交通事業者</td><td colspan="3">・乗継拠点など利用環境の整備
・広域交通及び生活圏交通に係る公共交通の接続性の改善の検討・協議・実施
・幹線交通、広域交通、生活圏交通それぞれの接続性の確保
・安全なモビリティの運行
・キャッシュレス決済導入に向けた検討及び導入</td></tr>
</table>

取組内容

図 7-3 地域公共交通再構築事業

地域公共交通再構築事業等（社会資本整備総合交付金等）_国土交通省

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000210.html

スケジュール

令和 6（2024）年度	令和 7（2025）年度	令和 8（2026）年度	令和 9（2027）年度	令和 10（2028）年度
■交通事業者等との調整		■乗継拠点の創出		
■先進事例等の情報提供				
■広域交通及び生活圏交通に係る交通事業者への公共交通の接続性の改善の検討・協議・実施				
■幹線交通、広域交通、生活圏交通それぞれの接続性の確保				
■生活圏交通に係る運行計画の検討及びモビリティの運行				
	■キャッシュレス決済導入に向けた検討			
		■キャッシュレス決済導入		

第８章　計画の進捗管理及び管理体制

|８-１|　評価指標の設定

本計画の基本方針の実現に向け、目標の達成状況を確認するために、以下の評価指標及び目標値を設定した。

表 ８-1　評価指標及び目標値

評価指標	現状値 令和4（2022）年度	目標値 令和10（2028）年度	対応する施策	指標値の測定方法
公共交通利用者数 （1人あたり利用回数） 【地域間幹線系統・広域生活交通路線】	1,730 （4.6回/人・年度） 千人/年度	1,885 （5.4回/人・年度） 千人/年度以上	施策2 施策3 施策4 施策5	地域間幹線系統・広域生活交通路線の運行事業者からの提供データによる確認
公共交通の収支率 【地域間幹線系統・広域生活交通路線】	46.3 %	54.1 %以上	施策1 施策2 施策3 施策4 施策5	
公共交通への公的資金投入額 【地域間幹線系統・広域生活交通路線】	396,142 千円/年度	459,449 千円/年度以下	施策1 施策2 施策3 施策4 施策5	

目標値の考え方を以下に示します。交通事業者の経営状況は、人口減少や自家用車依存等の影響により厳しい状況が続いている中で、地域間幹線系統等の持続性を確保していくため、利用者数・利用回数の増加及び収支率の改善を目指すとともに、路線の維持確保を目的とした公的資金投入額が大幅な増加に転じないよう、各種施策を推進します。

表 ８-2　目標値設定の考え方

評価指標	目標値設定の考え方
公共交通利用者数 （1 人あたり利用回数） 【地域間幹線系統・広域生活交通路線】	新型コロナウイルス感染症の 5 類移行により回復傾向にあるが、人口減少等による減少が見込まれることから、本計画に基づく利用促進や路線の維持確保を通じて、令和 5（2023）年度の見込み値を上回る利用者数を目指します。
公共交通の収支率 【地域間幹線系統・広域生活交通路線】	新型コロナウイルス感染症の 5 類移行により回復傾向にあるが、利用者の減少や物価高騰等に伴い減少が見込まれることから、本計画に基づく運行の最適化等による収益の増加、支出の抑制により、令和 5（2023）年度見込み値以上の収支率の改善を目指します。
公共交通への公的資金投入額 【地域間幹線系統・広域生活交通路線】	欠損額を公的資金で補う考えを基本とし、本計画に基づく利用促進や路線の維持確保を図り、かつ持続可能な移動手段確保のための最適化により収支の改善を図ることで、令和 5（2023）年度の欠損見込額を下回るよう公的資金投入額の抑制を図り、持続可能な公共交通を目指します。

≪参考：目標値の考え方≫

（１）人口推計について

本地域の令和 5（2023）年人口は、住民基本台帳（令和 5（2023）年 1 月 1 日現在）の数値を用いています。また、令和 10（2028）年の人口は、将来人口推計（社会保障・人口問題研究所（H30 推計）のうち、令和 7（2025）年将来人口及び令和 12（2030）年将来人口を用い、1 年当たりの人口変動数を算出し、推計しています。

上記で整理・推計した人口について、令和 5（2023）年人口から令和 10（2028）年将来人口までの減少率を整理すると、-6.3%の減少が見込まれます。

表 8-3　人口推計結果

区分	令和5年	令和10年	減少率
人口	373,212	349,752	-6.3%

出典：住民基本台帳「【総計】人口・世帯数、令和 4 年人口動態」（令和 5 年 1 月 1 日現在）_総務省

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/jinkou_jinkoudoutai-setaisuu.html

将来推計人口（平成 30 年推計）（令和 27 年）_国立社会保障・人口問題研究所をもとに作成

https://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson18/t-page.asp

（２）令和 4（2022）年度及び令和 5（2023）年度の地域間幹線系統の利用者数等について

令和 5（2023）年度の地域間幹線系統の利用者数、収支率及び欠損額は、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行により回復が見られます。

表 8-4　本地域の地域間幹線系統の利用者数及び収支率、欠損額
（令和 4（2022）年度及び令和 5（2023）年度）

指標	令和4年度	令和5年度見込み値
公共交通利用者数【地域間幹線系統・広域生活交通路線】	1,730 千人/年度	1,885 千人/年度
公共交通の収支率【地域間幹線系統・広域生活交通路線】	46.3 %	54.1 %
公共交通の欠損額【地域間幹線系統・広域生活交通路線】	579,689 千円/年度	459,449 千円/年度

※　道南バス株式会社、あつまバス株式会社提供資料をもとに作成

※　欠損額＝経常費用-経常収入

（３）令和 10（2028）年度推計値について

本計画に位置付けた取組を行わず、人口の減少率で公共交通利用者数が推移した場合、令和 10(2028)年度には 1,766.3 千人/年度まで減少することが見込まれ、また公共交通の収支率については 50.8%まで減少することが見込まれます。

表 8-5　令和 10（2028）年度の推計値

指標	令和5年度見込み値	令和10年度推計値
公共交通利用者 【地域間幹線系統・広域生活交通路線】	1,885 千人/年度	1,766 千人/年度
公共交通の収支率 【地域間幹線系統・広域生活交通路線】	54.1 %	50.8 %
公共交通の欠損額 【地域間幹線系統・広域生活交通路線】	459,449 千円/年度	492,500 千円/年度

（４）目標値の設定について

公共交通利用者及び収支率の令和 10（2028）年度の目標値としては、本計画に位置付けた取組を推進することにより、令和 5（2023）年度見込み値を上回ることを目指し、設定します。

また、公共交通への公的資金投入額については、令和 5（2023）年度の欠損見込額以下に抑制することを目標値として設定します。

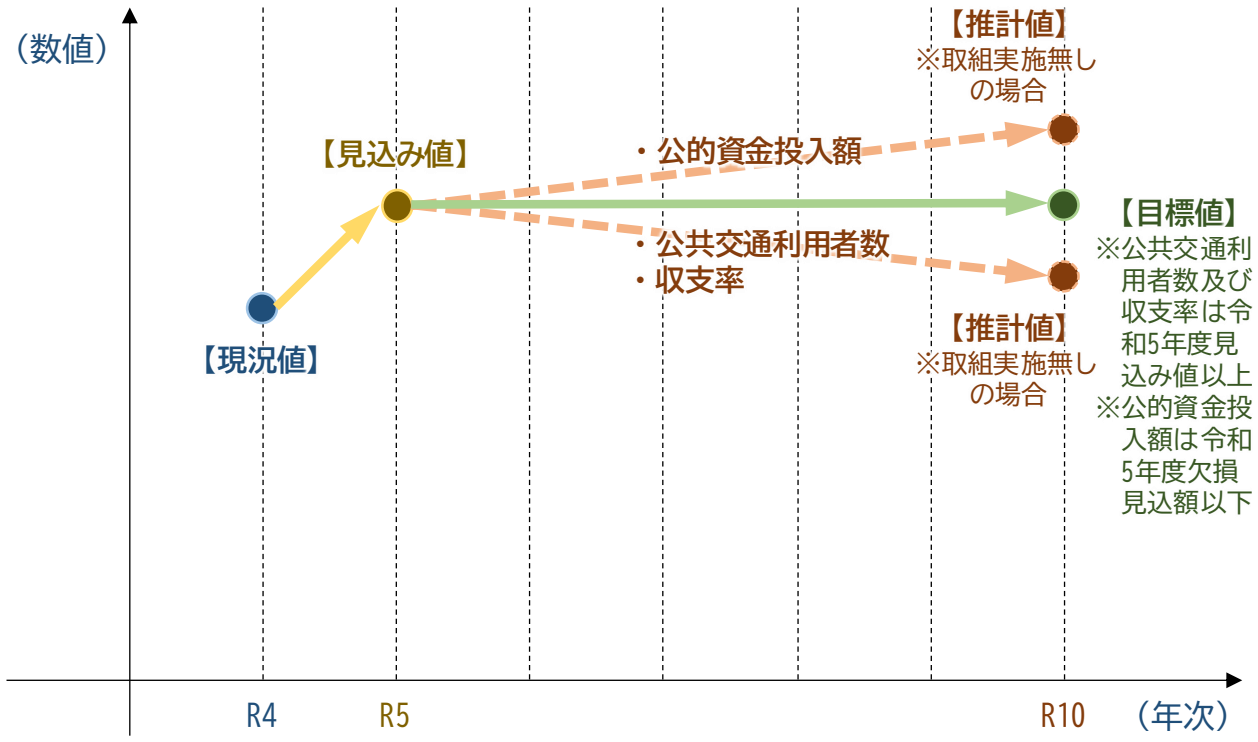

図 8-1　目標値設定のイメージ

|8-2| 計画の進捗管理体制

本計画を運用するにあたって計画の推進状況の評価体制や PDCA サイクルによる評価・検証方法、計画期間内における協議会の想定スケジュールを以下に示します。

計画の内容を着実に実施していくためには、評価指標及び数値目標に基づき、定期的なモニタリングを行い、計画の進捗状況を管理することが重要です。また、施策・事業の実施状況や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて適宜計画の見直しを行う必要があります。

推進状況の評価は、本計画の策定で協議を行ってきた、「北海道胆振地域公共交通活性化協議会」で行うこととし、各年度と計画期間全体で PDCA サイクルに基づいた評価・検証を行います。

また、本計画の目標を達成するためには、交通事業者のみならず、公共交通の利用者である地域住民や関連団体の理解と協力が不可欠であり、地域の一人一人が公共交通を維持することの大切さを考え、主体的に取り組むことが重要です。そのため、関係者の役割や必要な取組を明確化することで、本地域における持続可能な公共交通ネットワークを構築します。

表 8-6 計画推進状況の評価体制

区分	組織名
地方公共団体	北海道胆振総合振興局
	室蘭市
	苫小牧市
	登別市
	伊達市
	豊浦町
	壮瞥町
	白老町
	厚真町
	洞爺湖町
	安平町
	むかわ町
公共交通事業者等	北海道旅客鉄道株式会社
	道南バス株式会社
公共交通事業者等	あつまバス株式会社
	室蘭ハイヤー協同組合
	苫小牧ハイヤー協会
	胆振西部ハイヤー協同組合
道路管理者	北海道開発局室蘭開発建設部
	北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部
公安委員会・警察	北海道警察本部
公共交通利用者	室蘭商工会議所
	苫小牧市社会福祉協議会
	北海道登別洞爺広域観光圏協議会
	北海道高等学校 PTA 連合会胆振支部
学識経験者	室蘭工業大学
	北海道地方交通運輸産業労働組合協議会室蘭地区交通運輸産業労働組合
北海道運輸局	室蘭運輸支局

表 8-7　計画推進に向けた関係者とその役割

関係者	役割	内容
地域住民	公共交通の積極的な利用等	日常的な公共交通の積極的な利用、公共交通利用促進策の活用、利用ニーズ・要望の発信など
交通事業者	安全な運行の確保等	公共交通の安全な運行、運行実績等のデータ提供など
胆振総合振興局・関係市町・国	施策の検討・実施等	地域ニーズの把握、交通施策の実施、資金調達、交通事業者との連携など

|8-3| 評価・検証に向けた PDCA サイクルの構築

本計画（Plan）の推進にあたり、計画期間である 5 年間において、毎年度、施策・事業の実施状況（Do）を確認した上で、目標の達成状況（数値指標）を評価（Check）し、必要に応じて、施策・事業の見直し（Action）を行います。

施策・事業の見直し結果を踏まえて、必要に応じて計画を見直すとともに、施策・事業に反映し（Plan）、着実に施策・事業を実施（Do）します。

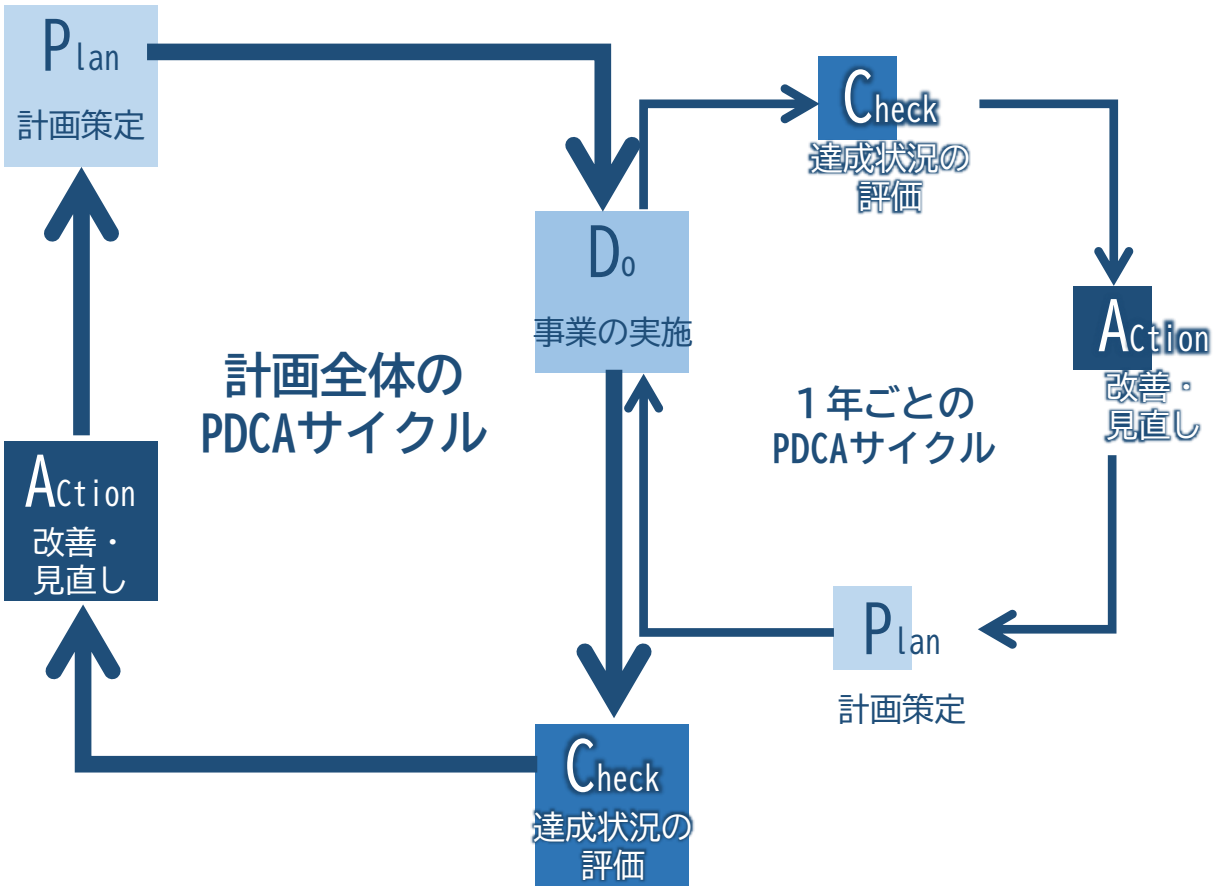

図 8-2 PDCA サイクルによる評価・検証の流れ

本計画は、上記 PDCA サイクルを回しながら進捗を管理して運用します。なお、PDCA サイクルの運用にあたっては、毎年度、北海道胆振地域公共交通活性化協議会及び幹事会・分科会を開催し、構成機関の認識共有を図りながら、施策管理を行います。

|8-4| 今後の協議会の開催スケジュール（案）

継続的で実効性のある施策・事業の実現に向け、8-3 による PDCA サイクルを回しながら計画を推進していくため、以下のスケジュールによる北海道胆振地域公共交通活性化協議会を開催します。

なお、取組の実施状況などにより、施策・事業の見直しに向けた協議会の開催が必要となった場合には、以下のスケジュールによらず随時開催するなど、状況に応じた協議を柔軟に実施していきます。

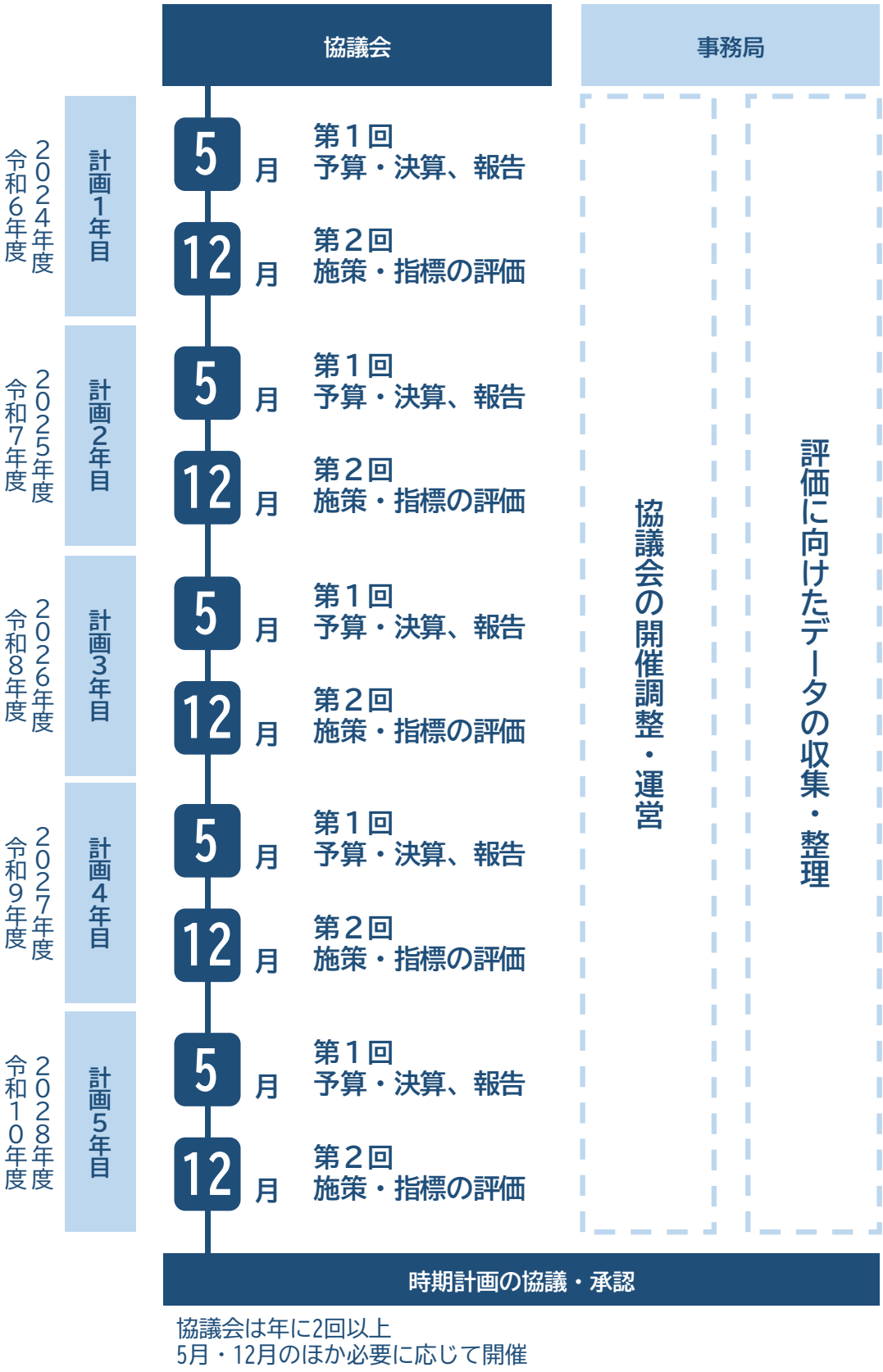

図 8-3 北海道胆振地域公共交通活性化協議会の開催スケジュール（案）

■附属資料

1. 北海道胆振地域公共交通活性化協議会規約

（名称）

第１条　本会は、北海道胆振地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき地域における需要に応じた地域の住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便性の増進を図るよう、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項等について協議を行うために設置する。

（事業）

第３条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（１）地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議

（２）地域公共交通計画の実施に関する協議

（３）地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施

（４）前３号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

（協議会の委員）

第４条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

２ 委員の報償費及び費用弁償に関する事項は、会長が別に定める。

（協議会の役員）

第５条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

（１）会長 １名

（２）副会長 １名

（３）監事 ２名

２ 会長は、北海道胆振総合振興局副局長をもって充てる。

３ 副会長及び監事は、会長が指名する委員をもって充てる。

４ 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

５ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

６ 監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

７ 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

（総会）

第６条 総会は、委員をもって構成する。

２ 総会は、会長が招集する。

３ 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。

（１）協議会の規約の制定及び改廃に関する事項

（２）地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項

（３）事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項

（４）予算の決定及び決算の承認に関する事項

（５）協議会の解散に関する事項

（６）生活交通（地域住民の日常生活に必要不可欠なバス輸送サービスであって、他に代替できる公共交通機関がないものをいう。以下同じ）の確保に関する計画の策定、調整及びあり方等一般に関する事

項
（７）その他協議会の運営上必要と会長が認めた事項
４ 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、副会長がこれに当たる。
５ 会長は、総会の開催の日時、場所及び総会に付議すべき案件をあらかじめ委員に通知しなければならない。
６ 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
７ 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第３項第５号に掲げる事項にあっては、委員の総数の４分の３以上で決するものとする。
８ 委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該委員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
９ 総会は、原則として公開とする。ただし、総会において個人情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより総会の運営に支障が生ずると会長が認めるときは、全部又は一部を公開しないこととすることができる。
10 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、意見を聴取することができる。
11 第４項から前項までの規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により総会を招集することができないと会長が認めるときは、第３項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴する方法により総会を行うことができる。この場合において、会長が指定する期日までに書面を提出した委員の２分の１（同項第５号に掲げる事項にあっては、委員の総数の４分の３）以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。
12 前各項に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（幹事会）
第７条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置く。
２ 幹事会は、別表に掲げる幹事をもって組織する。
３ 協議会の会務を整理するため、幹事会に幹事長を置き、北海道胆振総合振興局地域創生部長をもって充てる。
４ 幹事会は、総会に提案する事項その他幹事長が必要と認めた事項を協議するものとする。
５ 幹事長は、幹事会を招集する。
６ 幹事長は、幹事会の開催の日時、場所及び幹事会で協議する事項をあらかじめ幹事に通知しなければならない。
７ 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数で決し、可否同数の場合は、幹事長の決するところによる。
８ 幹事は、やむを得ない理由により幹事会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該幹事の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該幹事は、幹事会に出席したものとみなす。
９ 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を幹事会に出席させ、意見を聴取することができる。
10 第５項から前項までの規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により幹事会を招集することができないと幹事長が認めるときは、第４項に規定する事項について書面により幹事の意見を徴する方法により幹事会を行うことができる。この場合において、幹事長が指定する期日までに書面を提出した幹事の２分の１以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって幹事会の議決があったものとみなす。

11 幹事長は、幹事会の議決があった事項を速やかに協議会に報告しなければならない。
12 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。
（分科会）
第８条 第３条各号に掲げる事業について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。
２ 分科会の組織、運営その他必要な事項は、前２条の規定に準じて会長が別に定める。
（地域公共交通会議）
第９条 胆振地域の市町村の区域に係る事項を協議するため、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第９条の２に定める地域公共交通会議が設置された場合、これを協議会の分科会とする。
２ 生活交通の確保に関する調整に際し、前項の地域公共交通会議の協議が調った場合は、当該地域公共交通会議の協議結果を協議会の協議結果とみなす。この場合における協議会の協議に係る権限は、地域公共交通会議に委任があったものとみなす。
（北海道生活交通確保対策協議会との関係）
第 10 条 生活交通の確保に関する計画の策定に際しては、原則として、協議会の協議結果を北海道生活交通確保対策協議会の協議結果とする。
２ 協議会は、他の協議会との調整を要する事案等について北海道生活交通確保対策協議会の調整を求めることができるほか、生活交通確保の手法について助言・指導を求めることができる。
（協議結果の尊重義務）
第 11 条 委員は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならない。
（守秘義務）
第 12 条 委員、第６条第 10 項及び第７条第９項の規定により総会又は幹事会に出席した者並びに第８条に規定する分科会に出席した委員以外の者は、個人情報その他協議会の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
（事務局）
第 13 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
２ 事務局は、北海道胆振総合振興局地域創生部地域政策課に置く。
３ 事務局には、事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。
４ 事務局長は、北海道胆振総合振興局地域創生部地域政策課主幹をもって充てる。
５ 事務局は、次に掲げる業務を行う。
（１）総会等の運営に関する業務
（２）協議会の経費の執行及び管理に関する業務
（３）文書の収受、発送、編さん及び保存に関する業務
（４）前３号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に関する業務
６ 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（財務）
第 14 条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。
２ 協議会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。
３ 監事は、協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。
４ 前３項に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（協議会が解散した場合の措置）
第 15 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算し、清算後は、その結果を委員であった者に対し通知するものとする。

２ 協議会が解散する際に有する残余財産の処分は、解散を議決した総会の時に議決を経て、その取扱いについて決定する。

（剰余金等の処理）

第 16 条 協議会は、決算において、剰余金が生じた場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

２ 協議会は、決算において、欠損金が生ずる見込みとなった場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

（事故の処理）

第 17 条 協議会は、第３条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

（委任）

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和５年４月４日から施行する。

この規約は、令和６年４月１日から施行する。

2.　北海道胆振地域公共交通活性化協議会の開催経緯

開催日	開催内容
令和 5（2023）年 4 月 4 日	■令和 5 年度　第 1 回　総会（書面開催） 1　協議事項 （1）北海道胆振地域公共交通活性化協議会の設置について （2）北海道胆振地域公共交通活性化協議会規約（案）について （3）副会長及び監事の指名について （4）令和 5 年度事業計画（案）について （5）令和 5 年度収支予算（案）について 2　報告事項 （1）各種規程（案）について （2）北海道胆振地域公共交通計画策定支援委託業務企画提案指示書（案）について
令和 5（2023）年 7 月 6 日	■令和 5 年度　第 2 回　総会 1　報告事項 （1）北海道胆振地域公共交通計画策定支援委託業務契約について 2　協議事項 （1）令和 5 年度スケジュール（案）について （2）各種調査（案）について （3）分科会の設置（案）について
令和 5（2023）年 10 月 11 日	■令和 5 年度　第 3 回　総会 1　報告事項 （1）各種調査結果について 2　協議事項 （1）計画の方向性（案）について （2）計画骨子（案）について （3）今後のスケジュール（案）について
令和 5（2023）年 11 月 28 日	■令和 5 年度　第 4 回　総会 1　協議事項 （1）北海道胆振地域公共交通計画（素案）について （2）今後のスケジュールについて
令和 6（2024）年 3 月 26 日	■令和 5 年度　第 5 回　総会 1　協議事項 （1）北海道胆振地域公共交通計画（案）について （2）胆振地域生活交通確保対策協議会と北海道胆振地域公共交通活性化協議会の統合について （3）北海道胆振地域公共交通活性化協議会規約の改正（案）について 2　その他 （1）分科会の設置（案）について